

- 議 長 日程第6「議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
- 令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた常勤職員の給与条例の改正を踏まえ、一般職の均衡を図るため、会計年度任用職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 それでは、議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。
- 改正する内容につきましては、地域手当の見直しでございます。常勤職員の支給割合の見直しに伴い、会計年度任用職員も同様の地域手当の支給割合を見直すものでございます。
- それでは、議案2枚目をおめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。左の改正案のほうを御覧ください。第19条の第5項でございます。こちら規定している地域手当の率を現行の100分の3から100分の6に改めるものでございます。
- 恐れ入りますが、1ページ戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。なお、参考資料2につきましては、先ほど御説明しています全員協議会の資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。
- 以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。
- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。